

電子申請におけるよくある間違い集

手続き	よくある間違い	ここがポイント！
利用申請	入園希望期間の希望年月は誤っていませんか？	利用調整を希望する 初回の年月を間違いのないよう ご入力ください。希望年月に記載された月から利用調整（審査）にかかります。審査されていない月は保育利用保留通知書の発行もできませんのでご注意ください。
利用申請	お子様の年齢は園ごとに定められている入園可能年齢に達していますか？	4月1日時点の年齢で、その年度のクラスが決まります。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。また0歳クラスについては園ごとに入園可能な月齢が異なります。ご希望の園の入園可能年齢に対しお子さんの年齢が達しているか確認してください。
利用申請	希望園の中に認可外保育施設（認証保育所等）が含まれていませんか？	希望園には 認可保育園のみ 入力してください。保育利用案内をご確認のうえ、認可外保育施設（認証保育所、企業主導型保育事業所等）は各施設へ直接お申込みください。
利用申請	利用申請の添付ファイルに申請書一式を添付していませんか？	「保育所等利用申請書」「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」 「家庭状況調査書」「児童の状況」「同意書兼重要事項確認書」 については、入力フォームの内容で受付いたします。 記入した申請書一式を改めて添付していただく必要はありません。
利用申請	8/1以降に9月～翌2月の入園申請をすでに提出しており、改めて4月の入園申請を出そうとしていませんか？	申請書の有効期間は約6ヵ月間です。8/1以降に9月～翌2月入園の申請を行っている方は4月入園まで申請書の有効期間があるため、別途4月入園の申請を行う必要はありません。 申請書の有効期限については保育利用保留通知書や保育利用案内、スマートフォンアプリ「東京都北区子育て応援ガイド きたハピモバイル」にてご確認ください。 ※翌2月までに内定した場合には申請書の効力は残っていないため転園希望のある方は別途4月分の申請が必要です。
利用申請	保育を必要とする理由が2つ以上記載されていませんか？ 2つ以上記載している場合、どちらが主となるか理由の記載はありますか？	区で認定する 保育を必要とする理由は1つのみ となります。 2つ以上の理由に当てはまる場合は主となる理由を入力 してください。
利用申請	復職に関する申出書の提出をお考えですか？	復職に関する申出書は 世帯の保育指数を「2」に下げる申出書 です。内定が出にくくなるため要件書類に応じた保育指数で利用調整をご希望の方は提出されないようご注意ください。
利用申請	階層を決めるための書類として課税決定通知書や明細書、納税通知書を添付していませんか？	階層を決めるための書類は「 住民税課税・非課税証明書 」です。課税決定通知書や明細書納税通知書では受付することができません。なお 非課税でも非課税証明書が必要 です。
利用申請	添付する写真データは離れた位置や暗い場所等で撮影したものではありませんか？	できる限り大きくかつ鮮明に写るように撮影、スキャンによるPDF形式での添付にご協力をお願いいたします。 不鮮明により内容を読み取ることができない場合再度提出をご依頼する場合があります。
利用申請	添付されている就労証明書は証明日から3ヵ月以内のものですか？	就労証明書の有効期限は 証明日から3ヵ月以内 です。事前に提出済みのものも含め3ヵ月以上経過している場合には利用調整には反映することができません。新たに作成されたものを提出してください。
		<u>引き続き裏面もご覧ください</u>

利用申請 および 希望園 変更	園の名称は正確に入力されていますか？	入力の際は <u>保育利用案内に記載されている正式名称で入力</u> をお願いいたします。 「ぬくもりのおうち保育 赤羽園」や「ぬくもりのおうち保育 飛鳥山園」のように 保育園により同じ名称で場所が異なる園が存在します。「ぬくもりのおうち」のみの記載で 園名が省略されているとご希望の園の判断がつかず受付できません。
希望園 変更	希望園の変更にあたり、利用申請を再度提出しよう としていませんか？	申請書の有効期間内に希望園やきょうだい条件を変更する場合は「 <u>希望園変更届</u> 」のみの提出で変更が 可能です。 改めて利用申請の手続きをする必要はありません。
希望園 変更	既に締め切りが過ぎている月を 選択していませんか？	「希望園変更届」の締切日は 申請書一式の締切日の17時まで です。追加書類の締切日とは 異なりますのでご注意ください。
保留通知 発行依頼	初回利用調整月の保育利用保留通知書の発行依頼を しようとしていませんか？	<u>初回の利用調整の結果保留の場合には自動的に保育利用保留通知書を発送いたします</u> ので、発行依頼の 必要はありません。また4月入園の結果については入園が内定しなかった方全員に通知を送付いたしま す。
認定変更	認定を変える手続きのために「変更届」を提出 していませんか？	認定（保育を必要とする理由や保育必要量）を変更する場合は「 <u>子どものための教育・保育給付認定 （変更）申請書</u> 」という別の申請フォームからのお手続きが必要です。 「変更届」では認定を変更することができません。
申請取下 および 内定辞退	保育園の内定を辞退し、その後の審査も不要な場合 に、内定の辞退のみを行い申請取下のお手続きをお 忘れではありませんか？	転出等で保育園の申請自体が不要になった場合は、「 <u>内定辞退</u> 」だけではなく「 <u>申請取下</u> 」の項目も入 力してください。

電子申請は
こちら



【問い合わせ先】

北区保育課入園相談係 TEL：03-3908-9129（平日8：30～17：00）